

令和5年6月定例会 消費者・環境対策特別委員会（付託）

令和5年6月30日（金）

〔委員会の概要〕

浪越委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりでございます。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○令和4年度野生鳥獣による農作物被害の状況について（資料1）

○令和4年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要について（資料2）

佐々木農林水産部長

この際、1点御報告をさせていただきます。令和4年度野生鳥獣による農作物被害の状況についてでございます。

資料1を御覧ください。この度、令和4年度の野生鳥獣による農作物被害額を取りまとめましたので、御報告いたします。1の被害額でございますが、8,659万3,000円となっており、前年度から446万2,000円の減となっております。

2の獣種別被害額の状況でございますが、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる被害が全体の9割を占める状況となっております。獣種別につきましては、ニホンジカによる被害額は、3,590万7,000円、前年度比19.1パーセントの増であり、果樹の被害が60パーセントを占める状況となっております。

一方、イノシシは、2,741万2,000円であり、前年度比19.5パーセントの減、ニホンザルは、1,501万2,000円であり、前年度比16.0パーセントの減となっております。

3、今後の対策でございますが、ニホンジカに対しましては、果樹被害地域での防除対策、捕獲対策を一層強化するとともに、引き続き剣山山系や県境付近など、高密度地域での個体数削減を推進してまいります。イノシシに対しましては、農作物被害に応じて防除対策、捕獲対策を強化するとともに、出没状況の見える化により、被害に即応した捕獲を推進してまいります。ニホンザルに対しましては、GPS首輪による、群れの加害レベルや行動圏の把握を推進し、加害レベルに応じて集落一体となった群れ捕獲や防除対策を促進してまいります。

なお、資料最下段に令和4年度のニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲数につきまして、速報値でございますが記載いたしております。今後とも効果的な対策を進め、農作物被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

榎本県土強靱化統括監

1点、御報告させていただきます。資料2を御覧ください。令和4年度徳島県流域下水

道事業会計の決算概要についてでございます。

この決算につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、監査委員による決算審査を受け、9月定例会に提出し、決算認定特別委員会において御審議いただく予定となっております。このほど決算調製が終了いたしましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

（1）業務の状況でございます。令和4年度の旧吉野川流域下水道事業会計における年間汚水処理量は209万3,311立方メートル、1日あたりおよそ5,735立方メートルでございます。

（2）収支の状況でございます。まず、左下に記載のア、収益的収支でございます。収益的収支につきましては、消費税及び地方消費税を控除した額にて記載しております。収入は市町の管理運営負担金や長期前受金戻入など、9億1,820万756円。支出は指定管理料や減価償却費など9億2,414万7,872円となっております。

次に右側のイ、資本的収支でございます。収入は企業債や一般会計からの繰入金など、6億9,051万6,638円、支出は企業債償還金など、6億9,066万2,722円となっております。流域下水道事業会計の令和4年度の決算概要については以上でございます。

今後とも適正かつ効率的な経営を行い、持続可能な下水道サービスの提供を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いします。

浪越委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

立川委員

まずエシカル消費の推進について、お伺いをさせていただきたいと思っております。先日、新聞報道で2021年度の食品ロス発生推定量が公表されました。2015年度をピークに5年連続減少し、統計開始以来最小にまで減少してきたものが、今回再び増加に転じているというような内容でございました。

新型コロナの5類移行を機に、経済活動がコロナ前に戻っていきつつある中で、今後においても、食品ロスの発生が更に増加するということが懸念されると思っております。

こうした食品ロス削減をはじめ、人や社会、地域環境に配慮した消費を行うエシカル消費の推進は、2030年を目標に取り組むSDGs達成のためにも不可欠であり、経済活動の活性化に伴い取組を持続する必要があるのではないかと考えております。

本県においては、平成30年10月に議員提案により、全国に先駆け徳島県消費者市民社会の構築に関する条例、いわゆるエシカル条例を制定し、その理念の下、取組を推進しておりますが、これまでの取組とその成果を教えてください。

小溝消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま立川委員より、エシカル消費推進の取組と成果について御質問を頂いております。エシカル消費はSDGsの目標、つくる責任、つかう責任に深く関係し、消費者・事

業者など、様々な主体の連携・協力の下、積極的に進めていく必要がございます。

本県では議員提案により、全国に先駆けて制定いたしましたエシカル条例の下、取組を進めているところでございます。

具体的には、事業者の皆様のエシカル消費への参画を呼び掛けまして、エシカル消費推進の思いを宣言いただきます自主宣言につきましては、現在、県内で63事業者に広がっているところでございます。

また、消費者の認知度を高めるため、SNSなどを活用しましたPRはもとより、小中学生など学齢期に応じました若年者向けの教材、またスマホを活用して隙間時間に気軽に学べるデジタル教材の開発を行いましたり、消費者大学校・大学院へのエシカル消費コースの開設など、あらゆる世代にエシカル消費について学ぶ機会の拡充を図っております。

さらに、県内の全公立高校に展開されておりますエシカルクラブの活動や、エシカル甲子園の開催によりまして、若者目線の取組を県内外に積極的に発信をしております、その結果、本県でのエシカル消費の認知度は、令和4年度で58.8パーセントと高まっており、これは全国平均の2倍を超える水準となっております。

立川委員

宣言事業者が63事業者で、エシカル消費に関する県民認知度が令和4年度で58.8パーセントということは約6割ですけれども、これは様々な取組の成果として一定の評価はしたいと思います。

しかし、逆を言えば認知をされていないという方が4割いるということでありまして、認知度向上に向けた更なる取組が必要だと思いますし、欲を言えば、高まっている認知を具体的な実践に、いかにつなげていくかということも必要だと思います。エシカル消費の更なる推進に向けては、県民の暮らしに最も身近なテーマで取り組むことも必要なのではないでしょうか。

例えば、衣・食・住の根幹をなす食は、その一つだと思います。先ほどの食品ロスの問題でもそうですけど、まさに今、ウクライナ危機に伴う食料安全保障など、食の重要性がますます増していく中で、その価値を伝える食育というのは、エシカル消費を考える上で大きなテーマになると思っています。

そうした観点を踏まえ、エシカル消費の推進に向けて、今後どのように取り組んでいられるのかを教えてください。

小溝消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま立川委員より、今後の取組につきまして御質問いただきました。

今、委員からお話を頂きましたとおり、エシカル消費を一層推進するためには、認知度の向上、それと認知から実践につなぐ、この取組の両輪が必要と考えております。

さらに、消費者に最も身近な食育は、エシカル消費を推進する上で重視すべき観点であると認識をしております。

エシカル消費の認知度向上を図る取組といたしまして、本年10月に開催しますとくしまSDGsシンポジウムでは、消費者に最も身近な食をテーマに取り入れまして、食品ロス削減や地産地消に関する事例紹介、展示などを通じまして、徳島のエシカルな取組を積極

的に発信できるよう、工夫してまいりたいと考えております。

また、エシカル消費の実践につなげていくためには、消費者庁新未来創造戦略本部との連携によりまして、エシカル消費の実践行動へと導くガイドブックとなります、食育をテーマとした新たな教材を開発していきたいと考えております。

さらに、新たな取組といたしまして、とくしまエシカルマルシェを開催いたしまして、高校生や事業者の皆様へ企画から参画をいただきまして、エシカル消費の思いを見える化した商品の販売、PRを行いたいと考えております。

具体的には、第1回目を8月20日、イオンモール徳島で開催することとしておりますが、訪れる若年層や家族連れの皆様方に向けて、親子で学べるワークショップなどを開催するなど、エシカル消費を身近に体感いただくよう機会を創出していきたいと考えております。

2回目は来年1月に屋外イベントであります、とくしまマルシェとタイアップいたしまして実施をしたいと考えております。こちらに訪れる、食に関心の高い消費者に向けまして、規格外の野菜を使った料理の試食やレシピの提供など、食によるエシカル消費の実践に向けましたアイデアを提案していきたいと考えております。

今後とも消費者庁、市町村、関係団体等と連携をいたしまして、SDGsの目標達成に向けたエシカル消費の推進にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

立川委員

新たな教材や、8月20日のイオンモールでエシカルマルシェの第1回目を開催されるということですが、是非積極的に取り組んでいただきたいと思っております。エシカル消費につきましては、SDGsの達成の観点からも、今や欧米をはじめ世界でも当たり前取組になっております。例えばプラスチック製ストローを紙製に変えるであったりとか、消費期限が短い手前にある商品から購入を促すというような活動もその一例でございます。

県民の暮らしも企業の活動も、そうした世界の流れや動きとは切っても切り離せないというような状況になっております。

本県においてもまさに今、食育をはじめエシカル消費を強力的に推進していくことで持続可能な社会づくりを更に加速させていくべきだと思っておりますので、今後もしっかりと取り組んでいただきますよう強く要望しておきたいと思っております。

そしてもう1点、次に若者の消費者相談についてお伺いさせていただきたいと思っております。これは私が県土整備委員長だった令和3年11月の委員会で、令和4年4月1日からの成年年齢引下げにより、18歳、19歳の若者が新たな成人となり、未成年者取消権が行使できなくなることで、悪質商法のターゲットになることを懸念しまして、相談体制について質問をさせていただいたという経緯がございます。

この施行から1年少々がたったわけなのですけれども、18歳、19歳の相談件数や内容について、どのような状況か教えてください。

林消費者政策課長

立川委員より、18歳、19歳からの相談件数や内容について御質問いただきました。

成年年齢が引き下げられました令和4年4月1日以降、令和4年度におけます県の消費

者情報センターに寄せられました18歳、19歳からの相談件数につきましては34件でございます。前年度が21件でございますので、13件増加している状況でございます。なお、令和5年度につきましては、昨日現在ではございますけれども11件となっております。

また、相談内容についてでございますけれども、化粧品などの定期購入といった全国的に、各年代でトラブル多発の報告があるものに加えまして、オンラインゲームの高額課金でございますとか、アダルトサイトに関するトラブルでございますとか、若年層に特徴的なものと思われる相談もございます。

立川委員

令和3年度が21件で、令和4年度は34件、相談件数は増えているということで、相談内容も化粧品、オンラインゲーム課金、アダルトサイト、いかにも若者的な相談が多いかなと思います。

若者的といえば、成年年齢引下げに対応して、令和3年度の質問の際にLINEによる消費生活相談を開始したとの答弁がありましたが、改めてその概要と相談件数などはどうなっているのか教えてください。

林消費者政策課長

立川委員より、LINEによる消費生活相談について御質問いただきました。

LINEによる消費生活相談につきましては、若者におきまして日常的コミュニケーションツールといたしましてLINEをはじめとしたSNSが浸透していること、また電話を利用しないといったような傾向にあることから、令和4年4月からの成年年齢引下げに向けまして、若年者の消費者トラブルの未然防止を一層図るということを目的に、令和3年11月27日、県の消費者情報センターのリニューアルに併せまして、県事業としては全国初となるLINEを活用した消費生活相談、とくしま消費者トラブル相談の運用を開始したところでございます。

相談受付は24時間ございまして、実際の相談は平日9時から18時、休日が9時から16時までチャット形式で対応を行っております。また、消費者トラブルに関する注意喚起情報もこちらで発信しているところでございます。

相談状況につきまして、友達登録者数が昨日現在では603名というところで、相談件数でございますが、これは令和3年度は約4か月にはなりますが7件、令和4年度が47件、令和5年度は昨日現在ではございますが11件でございます。

また、相談の事例を紹介させていただきますと、家の中で親がいて電話相談できない、しばらくからLINE相談でお願いしたいといったケースがございまして、若者の相談しやすさにつながっているものと考えております。

立川委員

全国初という取組だったのは結構記憶に強く残ってしまっていて、今おっしゃってくれましたけれど、親がいて電話がしにくいとか、LINE、SNSの特性を生かした対応ができていると思います。

友達登録が603件、相談件数が令和3年度は4か月で7件、令和4年度は47件、令和5

年度は11件と、そんなに多くはないのかなというイメージ。相談件数が少ないこと自体は決して悪いことではないと思うのですが、友達登録が603件と登録は伸び悩んでいるのではと感じます。

トラブル発生時にちゅうちょせずに活用してもらうようにするためには、この制度を知ってもらうことが大変重要でありますので、現在、県でどのような周知広報を行っているのか教えてください。

林消費者政策課長

立川委員より、LINEによる消費生活相談の周知広報について御質問いただきました。

LINEによる消費生活相談の周知広報につきましては、教育委員会と連携した県内高校生へのチラシの配布、県内4大学に対して学生への周知依頼、また県内の成人式で啓発のチラシも配っているところでございます。

また、県内の高校生、大学生の意見を取り入れたトラブル事例等を掲載いたしましたチラシの配布でございますとか、月1回、高校・大学に配信しております若者向けのメールマガジンの中で友達登録用のQRコードを添付するとか、様々な機会を捉えて周知広報を行っているところでございます。

今後とも、若者が消費者トラブルを自分事として感じていただけるように、効果的な広報を行い、利用者登録の増加にもつなげまして、若者をはじめとした消費者被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

立川委員

今、自分事とおっしゃってくれていましたが、当事者意識の醸成、若者が自分事として意識付けすることが大変重要だと思っています。

18歳や19歳が今は法律上は成年になっていますが、まだまだ経験も浅くて判断力も十分にあるとは言えないと思います。

令和3年の委員会でも言ったことなんですけれども、自己決定権を尊重されることになる一方で、未成年者の取消権の行使ができなくなる、法律上の保護がなくなったばかりの18歳が今後も悪質商法のターゲットになるのではないかと、私はずっと懸念をしております。

私も機会があるごとに周知をしていきたいとは思っておりますけれども、若者が利用しやすいLINEを活用した相談というのが非常に有効なツールだと思いますので、一人でも多く登録者を増やして、消費者トラブル、被害が少なくなるよう取り組んでいただきたいということを強くお願いして終わりにしたいと思います。

元木委員

私からも何点か、地元の要望等を踏まえた質問をさせていただけたらと思います。

まず、鳥獣害対策についてでございます。近年、御承知のとおり過疎地を中心とした人口減少等の影響もありまして、中山間地域における鳥獣被害が平たん部のほうにも移ってきて、農業を営まれておられます小規模農家の方々を中心に悲鳴の声が上がっております。

て、何とかしてほしいという声がございます。

そういう中で、県におきましては様々な取組を通じまして、シカの対策はかなり進んでいるというような報告も今頂いたところでございます。一方においてイノシシ、シカ、サルのうち、サルの対策はなかなか進んでいないという実態も拝察した次第でございます。

サルというのは、ほかの鳥獣と違ってなかなか捕獲が難しく、サル自体もかなり知恵があるので、人間がやっていることに対して反応してくるといいますか、我々がやっている取組に対しても警戒心を持って当たる面がありまして、なかなか一つの取組だけでは効果が薄い面もあるのかなと感じておるところでございます。

まず、県内のサルの生息状況についての把握を県として、どの程度されておられるのかなというところについてお伺いします。以前私もベイズ推定法とかを用いまして、もっと具体的な数字の把握をしてはどうかといったことを提案させていただいたことがあります。現状において、県としてどの程度、生息数について把握をしておられるのか、御所見をお伺いします。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま元木委員から、サルの生息数の状況について御質問いただきました。

お話がございましたとおり、階層ベイズ法という方法で生息数の推定を行っておりますが、それについてはシカとイノシシについて行っておりまして、サルについては徳島県で作っております、適正管理計画の中で群れによる捕獲に取り組んでおります。その中では害を与える群れとして、令和3年度までの調査結果によりますと157から158の群れがあるということで、その群れを対象にしましてサルの対策を行っているところでございます。

元木委員

なかなか数字の把握は難しいのかなという御答弁だったかと思う次第でございます。

やはり敵を知るということが一つの対策の大きな手掛かりになるのかなと思いますので、捕獲数を把握するのも大事なんですけども、実数を把握していただいて、効果のある対応をしていただきたいと思いますと思う次第でございます。

県内の市町村においても、本当に熱心に取り組んでいただいている市町村もたくさんございまして、市町村間の格差もあって、サルの群れもそれに対応して動いている面もあるのかなと思う次第でございます。

私も中山間地域を御挨拶等で歩いておりますと、サルの群れとかと遭遇しまして威嚇をされたり、ちょっと危ないと思うようなこともたくさんございまして、住民の安全安心を守るという意味においても、サルの対策というのをしっかりと強化していただいて、少なくとも住民の方々が移動するような場所については、サルの生息を減らしていくような取組、また県有林ですとか、ある程度人の少ない所に追いやると、そういったことについても配慮していただけたらなと思う次第でございます。

これからまた、繁殖の時期も来るわけでございますので、繁殖を抑制するような取組をしっかりと進めていただきたいと思いますと思う次第でございます。

それともう1点が今、猟友会の方々が熱心にしていただいているのですけれども、猟友

会のほうも高齢化が進んで、若手のハンターが育ってっていないというような実情もあるとお伺いをしているところでございますけれども、これからの狩猟を担う若手ハンターの育成について、県としてどのように取り組んでいるのか、今後の方針も含めて御答弁をお願いします。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、元木委員から、ハンターの育成・確保についての御質問を頂きました。

現状としましては、狩猟者は捕獲を担っていただいていますけれども、その減少でありますとか、高齢化が進んでいるということが課題となっております。そのため若手のハンターを確保するために、農業大学校や林業アカデミー等の学生を対象とした狩猟免許の出前講座を実施したり、次世代の狩猟者の育成を図るために出前講座の受講生に対しまして、臨時的な狩猟免許試験を実施して、受験者の確保に努めているところでございます。

また、平成30年度からは、狩猟免許を取得して3年未満の方を対象としました初心者の技術講習会でありますとか、とくしまハンティングスクールを開校いたしまして、40歳未満の若手狩猟者の育成と確保を目的としました講座を開設しているところでございます。

あと、狩猟免許を取得しているという方の中でも、まだ狩猟を行っていないという、ペーパーハンターと言われる方もいらっしゃいますので、その方を対象としました養成実習事業といったものも実施しております。こういった取組を通じまして、ベテランハンターとの交流の場を作ったりしながら、実際に狩猟を行うハンターの育成・確保を図っているところでございます。

県としても、今後とも猟友会や市町村などの関係機関と連携しまして、引き続き狩猟者の確保と育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

是非、若手のハンターの育成というのを主要な課題の一つに掲げていただきまして、ペーパーハンターの方がたくさんいるという御答弁でしたけれども、そういった方々の参入を促すような取組を含めて、広く取り組んでいただきたいと思います。次第でございます。

あともう1点が、今回の補正予算にもSDGs循環型脱炭素社会の推進というようなことで、幾つかの脱炭素関連事業が掲げられているわけでございます。県もこれまで、いろんな取組で脱炭素を進めてきていただいて、一定の成果が出ていると思っておりますけれども、これまでの脱炭素関連施策での成果がどの程度あったのか、また今回の事業を通じまして今後どういった効果を望んでいるのか、といった点について御所見をお伺いさせていただきます。

美保グリーン社会推進課長

ただいま元木委員より、これまでの脱炭素取組の実績につきまして御質問いただいたところでございます。

国におきましては、令和2年10月におきまして2050年カーボンニュートラルを宣言され、また令和3年4月には2030年度、温室効果ガス削減目標を、2013年度比で46パーセント削減ということを表明されたというところでございます。

本県におきましても、深刻化する気候変動の影響等を踏まえ、また気候変動対策を牽引^{けんいん}していくということに向けまして、令和2年3月に策定いたしました徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）におきまして、2030年度の温室効果ガスの削減目標を50パーセントと設定させていただいております。

現状の実績でございますが、先ほど申し上げました県の2030年度の目標50パーセント減に対しまして、直近の実績でございますが温室効果ガスの排出量、2019年度は34.3パーセントの減、それからもう一つ設定しております自然エネルギーの電力自給率50パーセント超に対しましての実績といたしましては、2021年度で29.1パーセントという状況となっております。

温室効果ガスの排出量、それから自然エネルギーの電力自給率につきましても、おおむね順調に推移していると考えてございまして、一連のこれまでの取組というのにも順調に推移しているものと考えてございます。

元木委員

国の方針に呼応して、県としても国の施策に対応して、いろんな施策を講じて一定の成果が出ているという趣旨の御答弁があったかと思えます。

よく県の方が議会のほうに説明される時に、国がという話をよく聞かせていただくのですが、EBPMとか、データに基づいていろんな施策をしていくというような話がある中で、県内の実態といたしますか、置かれている状況をしっかりと把握していただいて、その施策が県内の実態を良くしていくんだよという、そういう視点での説明も必要なのかなと感じているところでございます。

脱炭素の社会というのは全国的な取組とは思いますが、それが県民の生活にどう影響して、県民の暮らしがどのように豊かになるのか、こういった視点をしっかりと持ちながら、これからも施策に工夫を施していただいて、自然エネルギー協議会の会長県でもあったわけでもございますので、しっかりと引き続き取り組んでいただきたいと思いますのでございます。

あともう1点、確認ではありますけれども、今回初めて電気自動車の家庭用の充電設備の導入促進に対しての補助を新規の事業として、掲げられたわけでございます。電気自動車に対する支援はこれまでの施策の中でも初めてだと思えますけれども、この事業を採用するに至った経緯ですとか、どういった効果を望んでいるのか、お伺いをさせていただきます。

小山脱炭素推進室長

ただいま、元木委員から、今回のEVの支援についての御質問を頂いております。EVについて、今回初めて県としましては支援に踏み込んだわけですが、EVに関しましては技術開発が進みまして、航続距離が伸びていっているような状況もございます。

そして、多様な車種が出てまいりまして、軽自動車や小型車など、より多くの方に選択してもらえる、選択肢が増えてきているといった現状もございまして、こうした状況も踏まえまして、この度、環境省の交付金が活用できることになりましたので、それを活用して今回EVの支援を太陽光発電設備とセットで、自然エネルギーを活用するその普及も含

めまして、導入の支援ということにさせていただいた次第でございます。

今回につきましては、予算の枠としては20台ということにしておりますけれども、普及の状況も見ながら、そこは調整してまいりたいとは思っているところでございます。

元木委員

今回の予算3,100万円ということでございますけれども、これまでも環境配慮型の車両の購入補助ですとか、あるいは税制のほうでもハイブリッド車に対する税の減免制度とかを、国と一緒に取組んでいた経緯がございます。補助と税制と、こういったバランスを取ってやっていくのか、あるいは二重にならないように重点的に施策を統一していくことも、視野に入れていかなければならないのかなと考える中で、県が電気自動車に対して支援を行うという姿勢を見せたのは、県民の方々に対してもかなりインパクトがある面もあるのかなと感じている次第でございます。

今、電気自動車というのは利便性の面で、なかなか普通車に比べて劣る面があって、導入が進まないというような背景がある中で、県民の方々の多様な消費の選択肢の一つとして電気自動車を位置付けるのであれば、こういったことはどんどん進めていけばいいのかなという気もいたしている次第でございます。

業界の意見も様々出てきていると思えますけれども、県民の方々の多様な意見を頂いて、この施策についてもしっかりと今後また充実、発展させていただきたいということを要望させていただきたいと思えます。

浪越委員長

ほかに質疑はございますか。なければ、これで質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、8月30日水曜日から8月31日木曜日までの2日間で、多様化する環境問題に関する先進的な取組を調査するため、千葉方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それではさよう決定いたします。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。（11時10分）